

金沢市交通バリアフリー基本構想の概要

1. 経緯

平成14年3月27日作成

平成14年3月28日公表

2. 金沢市の概要

人口 456,438人 世帯数 177,686世帯

面積 467.77 Km²

高齢者数 73,029人(16.0%)(全国平均17.3%)

身体に障害のある人の数(平成13年4月1日現在)

12,995人(2.8%)(全国平均2.9%)

人口、世帯数、高齢者数は、平成12年実施の国勢調査結果

3. 旅客施設及び重点整備地区の概要

(1) 旅客施設

JR金沢駅 (1日当たりの平均利用者数 約4万5千人)

JR西金沢駅 (" 約4千8百人)

(2) 重点整備地区

JR金沢駅を中心とした地区 (面積 234.5ha)

JR西金沢駅を中心とした地区 (" 87.2ha)

両地区とも、徒歩圏内(概ね1km程度)に高齢者、身体に障害のある人等が利用する施設を含む地区を選定した。

4. 金沢市基本構想の特徴

(1) 用語の使い方

金沢市では、原則として「身体障害者」という言葉を使わず、「身体に障害のある人」という表現を用いることとしており、その原則に則って基本構想を記述している。

(2) 地域特性への配慮

北陸鉄道石川線及び浅野川線には、1日の平均的利用者数が5千人以上の旅客施設は無いが、貴重なインフラとしてその活用が叫ばれていることから、駅舎の整備等に関する事項を基本構想に盛り込んだ。

また、金沢市は、オムニバスタウンの指定を受け、バスの社会的役割を最大限に発揮したまちづくりを進めていることから、バス停の整備に関する目標等バス関連の施策に重きを置いている。

さらには、観光客が多く訪れる都市の特性に配慮し、すべての車椅子利用者がドア・ツー・ドアで移動できる交通手段を提供することが必要であるとの認識から、車椅子のまま乗り込めるタクシーの導入・

普及について記述している。

(3) 実効性を担保するための市単独補助制度等の創設

基本構想に記載された事業がより円滑に実施に移されるように、公共交通事業者が国、県その他の団体から財政的支援を受けないで実施する小規模なバリアフリー化事業を対象に、市単独で費用の2分の1を補助する制度を設けた。

また、各事業主体が行った取組について、金沢市への報告制度を設け、利用者によるチェック機能が発揮されるよう、その情報をホームページ等で公開していくこととした。

5 . 事業の概要

(1) 基本構想の目標年次

2010年(平成22年)

(2) 特定旅客施設に関する事業

J R 金沢駅

- ・改札口から3つのホームに至るすべての経路について、エレベーターの設置を目標に掲げた。
- ・その他諸施設についても、公共交通特定事業計画に基づき整備を進める。

J R 西金沢駅

- ・北陸新幹線の整備を踏まえ、バリアフリー化を推進する。

(3) 駅前広場に関する事業

J R 金沢駅西広場

- ・横断地下道へ通ずる階段に、車椅子用リフトに代えてエレベーターを設置する。

J R 金沢駅東広場

- ・現在、整備事業を実施中であることから、今後も利用者の意見を取り入れながら整備を進める。

J R 西金沢駅前広場

- ・駅舎同様、段階的整備を進める。

(4) 歩道等に関する事業

特定経路

- ・「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」や「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に即した整備を進める。

歩行者ネットワーク経路

- ・バリアフリー化の必要性が高い道路で、上記基準等に即した整備が困難な道路については、金沢市独自に「歩行者ネットワーク経路」に指定し、優先的に整備する。

その他

- ・JR金沢駅に通ずる横断地下道にエレベーターを設置する。
- ・グレーチングの改良を優先的に実施する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの輝度比について、2.0程度を確保する。
- ・自動車交通の制限やマナー・モラルの向上により、歩行者空間の拡充を図り、「歩けるまちづくり」に取り組む。

(5) 特定車両

鉄道車両

- ・国の基本方針に掲げる目標が達成されるよう、関係機関へ働きかけを行う。

バス車両

- ・国の基本方針に掲げる目標を最低到達基準とし、これを上回る整備を目標に、新規に車両を導入する際にはノンステップバスを基本に導入を進める。

(6) 信号機等

特定経路上に歩行者用信号機を設置する場合には、高齢者や身体に障害のある人等に配慮した信号機を設置する。

信号機の設置に当たっては、できるだけ見やすい位置に設置するとともに、適正な歩行者青時間を確保する。

エスコートゾーン（視覚に障害のある人のための横断帯）の設置及び維持管理に努める。

(7) 再開発事業に関する事項

現在、準備が進められている近江町市場の整備に当たっては、

- ・安全でゆとりのある歩道幅員の確保
- ・バス停（武蔵が辻・丸年前）の改善
- ・横断地下道に通ずるエレベーターの設置 を目標に掲げた。

(8) その他の特記事項

北陸鉄道石川線及び浅野川線

- ・石川線における視覚障害者誘導用ブロックの整備を進めるとともに、老朽施設の更新に合わせたバリアフリー化を推進する。

バス停

- ・バリアフリーバス停の整備を進め、2010年までに車椅子対応型バスが運行する路線のすべてのバス停において、車椅子利用者が乗降可能となるように努める。
- ・多数のバスが発着するバス停の課題の解決に取り組むとともに、必要な箇所には点字時刻表を整備する。

タクシー

- ・国土交通省において検討が進められているバリアフリー化タクシー車両の市販開始の見込みが立った段階で、普及促進策の検討を行う。

6. 利用者の意見の反映

(1) 基本構想策定委員会に以下の団体からメンバーが参画し、2回の委員会のほか随時協議を行った。

- ・金沢市老人連合会
- ・金沢市身体障害者団体連合会
- ・金沢市視覚障害者協会
- ・金沢市聴覚障害者福祉協会
- ・金沢市校下婦人会連絡協議会
- ・明日の金沢の交通を考える市民会議

(2) 基本構想策定委員会に参加していない以下の団体とも協議を行った。

- ・特定非営利活動法人「自立生活センターハートいしかわ」
- ・車椅子サッカーチーム「金沢ベストブラザーズ」

なお、「ハートいしかわ」からは、重点整備地区を対象とした点検報告書及び要望書の提出を受けた。

(3) 反映された主な事項

各種団体等から、JR金沢駅におけるエレベーターの設置について強い要望があったことから、関係機関と協議した結果、エレベーターの設置を目標に掲げることで合意した。

車椅子使用者から、JR金沢駅から車椅子サッカーの練習場へ至る経路を円滑化して欲しいとの意見を受け、県市が協調して横断地下道の両側にそれぞれエレベーターを設置することとした。

その他、要望のあった事項については、できる限り基本構想に盛りこむこととした。

7. 法第6条第4項に定められている関係する機関との協議

(1) 公共交通事業者等

- ・西日本旅客鉄道株式会社金沢支社
- ・西日本ジェイアールバス株式会社金沢支店
- ・北陸鉄道株式会社バス事業本部運行部及び鉄道部
- ・石川県タクシー協会
- ・国土交通省中部運輸局石川陸運支局
- ・石川県企画開発部新幹線・交通政策課

(2) 道路管理者等

- ・国土交通省新潟地方整備局金沢工事事務所
- ・石川県土木部
- ・金沢市土木部及び建設部

(3) 都道府県公安委員会

- ・石川県警察本部交通部交通規制課

以上、協議成立、平成14年3月28日（第2回基本構想策定委員会）

連絡先：金沢市都市政策部交通政策課

Tel 076-220-2038

Fax 076-220-2048